



平成 29 年 7 月 13 日

各 位

会社名 東 洋 炭 素 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小西 隆志
(コード番号：5310 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 堤 宏記
(TEL. 06-6472-5811)

当社海外子会社における不正行為発覚に関するお知らせ

このたび、誠に遺憾ではございますが、当社連結子会社である TOYO TANSO FRANCE S.A. (所在国：フランス) において、同社の元従業員による不正行為が発覚いたしました。本件につきましては、発覚後、直ちに社内調査を開始し、現在、全容の解明に取り組んでおりますが、現時点で判明している内容につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、取引先、市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要および経緯

2011年6月から2017年4月にかけて、当該元従業員が、財務経理の責任者であった立場を利用し、フランスにおけるVAT(付加価値税)の還付金を不正申告し、横領していたものであります。本年5月24日に、フランス税務当局による同社の税務調査から、VATの還付金が当該元従業員の口座へ送金された事実が判明しました。これを受けて当社において直ちに調査チームを編成し、現地会計事務所、現地弁護士とともに調査を開始し、取得した関係証拠や本人からの事情聴取等を行い、その結果、175万ユーロ(日本円換算で約2億円)の不正送金があったものと判明しました。

以上の結果を踏まえ、当社としましては、7月7日に社外取締役2名(山形康郎氏、岩本宗氏)および社外監査役1名(田中耕一郎氏)による社内調査委員会を設置、顧問弁護士、現地弁護士ならびに外部専門機関(PwC フランス)の協力を得た上で詳細な調査を開始するとともに、フランス検察当局へ現地子会社より7月10日(現地時間)に刑事告訴の手続きを行いました。なお、不正を行った従業員は6月16日付けで解雇いたしましたが、刑事告訴と並行して民事事件としての責任追及を行い、被害金額の回収に努める予定です。

2. 業績への影響および今後の対応

上記のとおり、現時点において不正送金金額は175万ユーロと判明しておりますが、フランス

税務当局の正式な税務調査結果は未入手であり、また、被害の回収可能性を含めて全容の調査・確認を継続中でありますので、これらの調査結果および業績に与える影響につきましては、その内容が確定次第、速やかに開示いたします。

当社グループとしましては、今回の不祥事発生を厳粛に受け止め、再発防止に向けてグループをあげて取り組んでいく所存ではありますが、それらの内容につきましても確定次第、開示いたします。

以上